

「財務」に係る自己点検・評価書

I 基準に係る本学の特徴及び目的

1 特徴

本学の経常的収入は、国からの運営費交付金及び授業料等の学生納付金を始めとする自己収入及び寄附金等の外部資金で構成されている。国からの運営費交付金が効率化係数の影響等で毎年削減されているという非常に厳しい状況の中で、年度計画の諸施策を着実に実施するため、管理的経費を抑制・節減するとともに大学院の定員充足により学生納付金の安定的な収入の確保に努めている。

また、土地及び施設設備等の資産のほとんどは、法人化当初に国から出資を受けたものであり、これにより本学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行している。

2 目的

本学の持つ知的、人的、物的資源を最大限に活用して、外部研究資金その他の自己収入の増加を図る。教育施設・設備の有効活用、管理業務等の合理化に努め、経常的経費の縮減に一層努める。資金の安全かつ有利な運用管理を図るとともに、土地、施設設備の効果的・効率的な運用管理を図る。

II 自己点検・評価

1 基準13-1：大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点13-1-①：目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

(観点・指標に係る状況)

本法人の平成20年度末における資産は、固定資産及び流動資産の合計163億243万円であり、負債は固定負債及び流動負債の合計29億3,083万円である（別添資料13-1-①-1「貸借対照表（財務諸表）」参照）。

(分析結果とその根拠理由)

本法人の資産については、法人化の際に国から出資を受けた土地、建物等がほとんどであり、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できると判断する。

また、負債については、そのほとんどが返済を要しない資産見返負債が大部分であり、債務が過大ではないと判断する。なお、平成20年度末現在において借入金はない。

観点13-1-②：大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

(観点・指標に係る状況)

本法人の経常的収入は、国からの運営費交付金、授業料等の学生納付金を始めとする自己収入及び寄附金等の外部資金で構成されており、過去5年間における授業料等の収入実績は、別添資料13-1-②-1「過去5年間の収入状況」のとおりとなっている。

自己収入の大部分を占める授業料等の学生納付金収入の確保のため、都道府県教育委員会、私立大学へ

の訪問を実施し、大学院修士課程及び専門職学位課程の定員充足に努めた。

(分析結果とその根拠理由)

国からの運営費交付金については効率化係数による削減はあるものの、学生納付金については、大学院修士課程及び専門職学位課程の定員充足に努めたことから平成17年度以降安定的な収入を確保していると判断する。

(2) 優れた点及び今後の課題

(優れた点)

学生納付金収入については、大学院修士課程及び専門職学位課程の定員充足に努めたことから安定的な収入を確保している。

(今後の検討課題)

入学定員の充足、外部資金及び科学研究費補助金や各種G Pを初めとする競争的資金の重要性は、学内の共通認識となっているが、財政の継続的安定を図る観点から、継続的な活動や積極的な応募などの取り組みが必要である。

2 基準13-2：大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点13-2-①：大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

(観点・指標に係る状況)

本法人の中期計画及び年度計画に係る予算、収支計画、資金計画は教育研究評議会、経営協議会、役員会の議を経て学長が決定し、全教職員に対して教職員情報共有システムの学内掲示板により周知するとともに、本学ホームページに掲載し、公表している（別添資料13-2-①-1「中期計画（予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画）」、別添資料13-2-①-2「年度計画（予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画）」参照）。

(分析結果とその根拠理由)

中期計画及び年度計画に係る予算、収支計画、資金計画については、学外有識者を含む諸会議で審議の上、学長が決定していることから、適切な収支に係る計画が策定されていると判断する。また、これらは、全教職員に対して周知するとともに、本学ホームページに掲載しており、関係者に対しても適切に明示していると判断する。

観点13-2-②：収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

(観点・指標に係る状況)

本法人の中期目標期間における第1期から第5期の収支状況は、配分方針に基づき予算配分を行い、適正に執行した結果、各事業年度において利益を計上している（資料13-A、別添資料13-2-②-1「損益計算書（財務諸表）」参照）。

また、中期計画で定められている緊急に必要な対策費としての短期借入金の限度額は9億円となっ

ているが、借入は行っていない。

資料13-A

(単位：千円)

事業年度	経常費用	経常収益	経常利益	当期純利益
第1期（平成16年度）	4,083,332	4,229,725	146,392	144,470
第2期（平成17年度）	4,089,782	4,296,582	206,799	215,157
第3期（平成18年度）	4,153,186	4,373,959	220,773	240,942
第4期（平成19年度）	4,360,040	4,625,440	265,400	291,645
第5期（平成20年度）	4,410,026	4,383,576	-26,450	64,409

※当期純利益は、臨時損失、臨時利益を加減した後の額である。

(分析結果とその根拠理由)

各期において当期純利益を計上し、短期借入も行われていないことから、支出超過になっていないと判断する。

観点13-2-③：大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

(観点・指標に係る状況)

本法人の予算は、予算編成方針を経営協議会、役員会の議を経て策定し、その方針に基づき編成して、経営協議会、役員会の承認を得て決定している。

支出予算は、「款」業務費に「項」として人件費、教育研究経費、全学施策経費、管理運営等経費等の区分を設け、特に人件費については、平成18年度予算編成の際、政府の総人件費改革の実行計画等（平成17年12月24日閣議決定）に基づく中期目標・中期計画の策定を踏まえ、その所要額を確保したところである。また、教育研究経費は国からの運営費交付金が効率化係数により毎年減額されている非常に厳しい財政状況の中にあつて、法人化以降、ほぼ同額を確保している。

全学施策経費として、本学の最重要課題である大学院定員充足のため広報活動経費を重点的に計上するとともに、管理運営等経費の節減に努め、教育研究の維持・充実を図った。また、教育研究を活性化させるための競争的経費としての研究プロジェクト経費については、平成20年度には法人化初年度の1.6倍（新規分）の額を確保した（別添資料13-2-③-1「研究プロジェクト経費申請及び採択状況一覧」参照）。

(分析結果とその根拠理由)

大学の目的を達成するため、教育研究活動に要する経費については、毎年度同額程度確保し、管理運営等経費の節減に努めている。また、法人の重要課題への対応や競争的資金に対し、重点的に配分していることから、適切な資源配分がなされていると判断する。

(2) 優れた点及び今後の課題

(優れた点)

本法人の運営は、国からの運営費交付金と授業料等の自己収入を主な財源としているが、財源の約8割を占める運営費交付金は、効率化係数の影響で毎年1%削減されるという厳しい状況にあつて、教育研究の維持、充実を図るために必要な基盤的経費である教育研究経費は、ほぼ同額を確保し、競争的教育研究経費である研究プロジェクト経費については、法人化初年度に比べ約1.4倍の予算を確保している。

3 基準13-3：大学の財務に係る監査等が適切に実施されていること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点13-3-①：大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

(観点・指標に係る状況)

本法人の財務諸表等については、官報に公告すると共に事業報告書、決算報告書等とともに事務局財務課において閲覧に供し、併せて本学のホームページに掲載し、公表している。

(分析結果とその根拠理由)

本法人の財務諸表等については、法令に基づき官報に公告し、併せて事務局内に備え閲覧に供している。また、事業報告書、決算報告書等とともに本学のホームページに掲載されており、適切な形で公表されていると判断する。

観点13-3-②：財務について、会計監査等が適正に行われているか。

(観点・指標に係る状況)

本法人の財務会計に対する会計監査として、内部監査、監事監査、会計監査人監査による監査がある。

内部監査は、学長が命じた職員（財務課職員を除く。）が、監査実施計画に基づき行う定期監査と必要に応じて行う臨時監査を行っている（別添資料13-3-②-1「国立大学法人上越教育大学内部監査規程」、別添資料13-3-②-2「国立大学法人上越教育大学内部監査実施細則」、別添資料13-3-②-3「国立大学法人上越教育大学内部監査実施報告書の写し（平成16年度～平成20年度）」参照）。

監事監査は、監事が策定した監査計画に基づき監査を実施している。（監査は、当該月の翌月に実施する月次監査及び年度決算時に実施する年次監査である。）（別添資料13-3-②-4「国立大学法人上越教育大学監事監査規則」、別添資料13-3-②-5「監事監査報告書の写し（平成16年度～平成20年度）」参照）。

会計監査人による監査は、監査契約に基づき年3回の期中監査及び期末監査を実施している。また、監査結果については、学長、財務担当理事、監事に対しての報告会を開催している。（別添資料13-3-②-6「独立監査人の監査報告書の写し（平成16年度～平成20年度）」参照）。

(分析結果とその根拠理由)

財務に対する監査は、内部監査及び監事監査については、本学の規程等に基づきそれぞれ監査が実施され、いずれも適正である旨の監査報告書が提出されていることから、財務に対して会計監査等が適正に行われていると判断する。

(2) 優れた点及び今後の課題

該当なし

Ⅲ 基準13の自己評価の概要

本法人が所有する土地、建物等の資産は、法人化の際に国から出資されたものがほとんどであり、安定した教育研究環境が維持できている。厳しい財政状況の中にあつた学生定員充足に努めたことから安定的な収入を確保していると言えるが、外部資金、科学研究費補助金等の継続的な確保に向けた取り組みが必要であ

る。

中期計画，年度計画に係る予算，収支計画等については，学外有識者の意見を踏まえ作成されていることから適切に策定されており，また，本学のホームページにより学内外に公表されている。

収支の状況については，予算執行が適正で，各期において当期純利益を計上しており，支出超過とはなっていない。また，厳しい財政状況の中で，管理運営経費については抑制し，教育研究に要する経費については，毎年度同額程度を確保している。さらに，法人の重点課題や競争的経費に対しては，重点的に配分しており，適切な資源配分がなされている。

本法人の財務会計に関しては，適切な執行に期するため，内部監査，監事監査，会計監査人による監査が行われ，いずれも適正である旨の報告がされている。また，決算に係る財務諸表等については，官報公告し，監事，会計監査人の意見とともに本学のホームページに掲載しており，適切な形で公表されている。